

「家庭用品品質表示法」改正について

平成 29 年 4 月 1 日施行の「家庭用品品質表示法」の主な内容について、以下にまとめました。

● 平成 29 年 3 月 30 日 告示

● 平成 29 年 4 月 1 日 施行（この日より新表示方法で表示することができる。）

【繊維製品】

指定用語

指定用語の見直し（指定用語が変更されます）

- ・「指定外繊維」の用語を廃止し、次の分類名等を用いて表示することに改正。

分類名＝「植物繊維」「動物繊維」「再生繊維」「半合成繊維」「合成繊維」「無機繊維」「分類外繊維」

例：植物繊維（大麻）

分類名で商標を使用するときは「分類名（商標）」とする。

例：合成繊維（商標）

分類のみしか判別できない場合は分類名のみを記載するだけでも可。

例：「再生繊維」

- ・指定用語の「麻」に「リネン」「ラミー」「亜麻」「苧麻」を追加。

- ・「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語または商標を（ ）書きで付記することができる。

例：毛（ビキューナ）

- ・プロミックス、ポリクラールを指定用語から削除。

例：合成繊維（ポリクラール）

表示例

再生繊維（テンセル） 80%
ポリエステル 20%

○△□（株）
03-○××○-○○××



指定用語（複合繊維）

- ・コンジュゲート繊維を複合繊維と表示し、（ ）内に 3 種類までの指定用語（優先）または一般名称または商標（表示方法に制限あり）を付記する。

例：複合繊維（ポリエステル / エチレンビニルアルコール）

お問い合わせ先

カケンテストセンター 業務部

Tel. 03-3241-2545

もしくは、最寄りの各事業所までお問い合わせください。

毛布



毛布の「毛羽を構成する繊維のみの表示で可」の特例廃止

- ・特例を廃止し、表面に現れない毛羽以外の糸の組成も表示する。

表示例

たて糸 ウール 100%
よこ糸 カシミア 100%

○△□(株)
03-〇××〇-〇〇××

マフラー等



マフラー、スカーフ、ショールを表示対象に追加

- ・表示事項に取扱方法を追加する。

表示例

カシミア 100%

☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒
アイロンはあて布使用

○△□(株)
03-〇××〇-〇〇××

ズボン



ズボンの裏生地を表示対象に追加

- ・一般的に裏生地が使われているズボンについて、膝および身頃の裏生地を表示対象とする。

【雑貨工業品】

人工皮革

合成皮革および人工皮革の定義の見直し

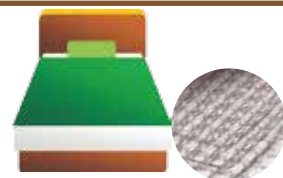
- ・靴、衣料および手袋の人工皮革、合成皮革の定義を統一。
- ・合成皮革のうち、特殊構造のものは人工皮革と表示しても良い。



マットレス

スプリングマットレスおよびウレタンフォームマットレス

- ・厚さ、幅、長さの表示の順番を任意とし、「cm」で表示することも可能。(一例)



平成 30 年 3 月 31 日 「1 年間の猶予期間」 終了（この日までは従来の表示も可能。）

平成 30 年 4 月 1 日

【繊維製品】

帽子

帽子の品目追加

- ・指定品目として追加し、組成と洗濯の取扱方法を表示する。

